

「次期滋賀県再犯防止推進計画」の策定について

1 策定の趣旨

- 犯罪をした高齢者・障害のある人の中には、多岐にわたる福祉的支援を必要としている人がおり、福祉的支援があれば再犯に陥らず、社会参加を目指せる人がいる。
- 本県では、平成31年3月に「滋賀県再犯防止推進計画」（平成31年度～令和5年度）を策定し、刑事司法関係機関のみによる取組を超えた国・県・市町・民間協力者等が一丸となった「息の長い」支援等に取り組んできたところ。
- このたび、現行計画が終期を迎えることに伴い、令和4年度に国において策定された第二次再犯防止推進計画において示された国との適切な役割分担を踏まえ、県民が安全・安心に暮らすことができる社会の実現を図るため、新たな計画を策定する。

2 計画の位置づけ

- 再犯の防止等の推進に関する法律第8条に規定する「地方再犯防止推進計画」として、本県における再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画

3 計画の期間

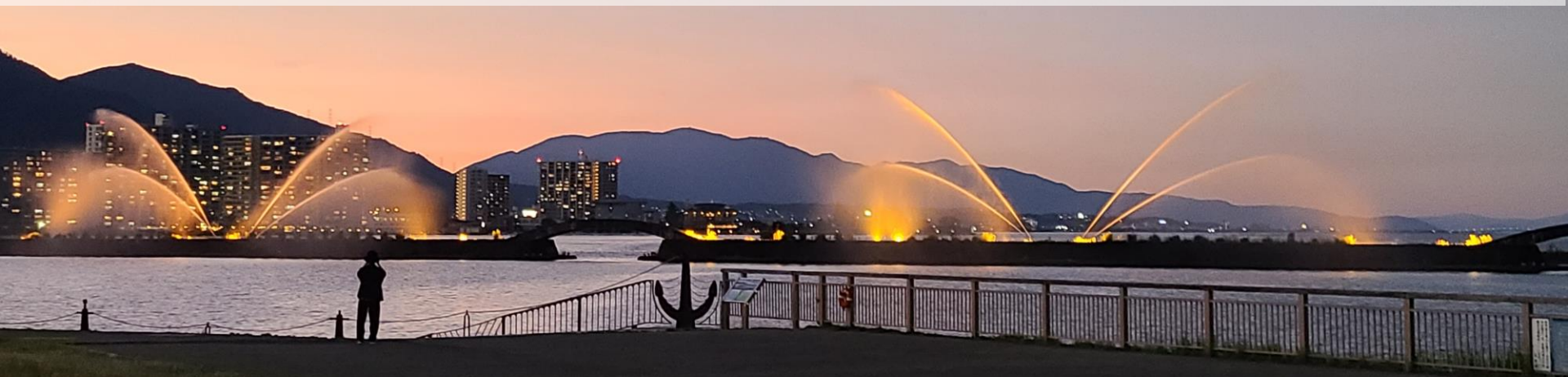
令和6年度から令和10年度まで（5年間）

4 スケジュール（案）

令和5年	6月	滋賀県社会福祉審議会（諮問）
	7月	第1回社会福祉審議会再犯防止推進計画検討専門分科会（骨子案）
	9月	第2回社会福祉審議会再犯防止推進計画検討専門分科会（素案）
	10月	厚生・産業常任委員会（骨子案報告）
	11月	第3回社会福祉審議会再犯防止推進計画検討専門分科会（素案） 滋賀県社会福祉審議会（答申）
令和6年	12月	厚生・産業常任委員会（素案） 県民政策コメントの実施
	3月	厚生・産業常任委員会（計画案・県民政策コメント結果報告） 計画策定

支え手よし・受け手よし・地域よしの 再犯防止「三方よし」

～滋賀県における再犯防止の取組～



令和5年6月9日

滋賀県健康医療福祉部 健康福祉政策課



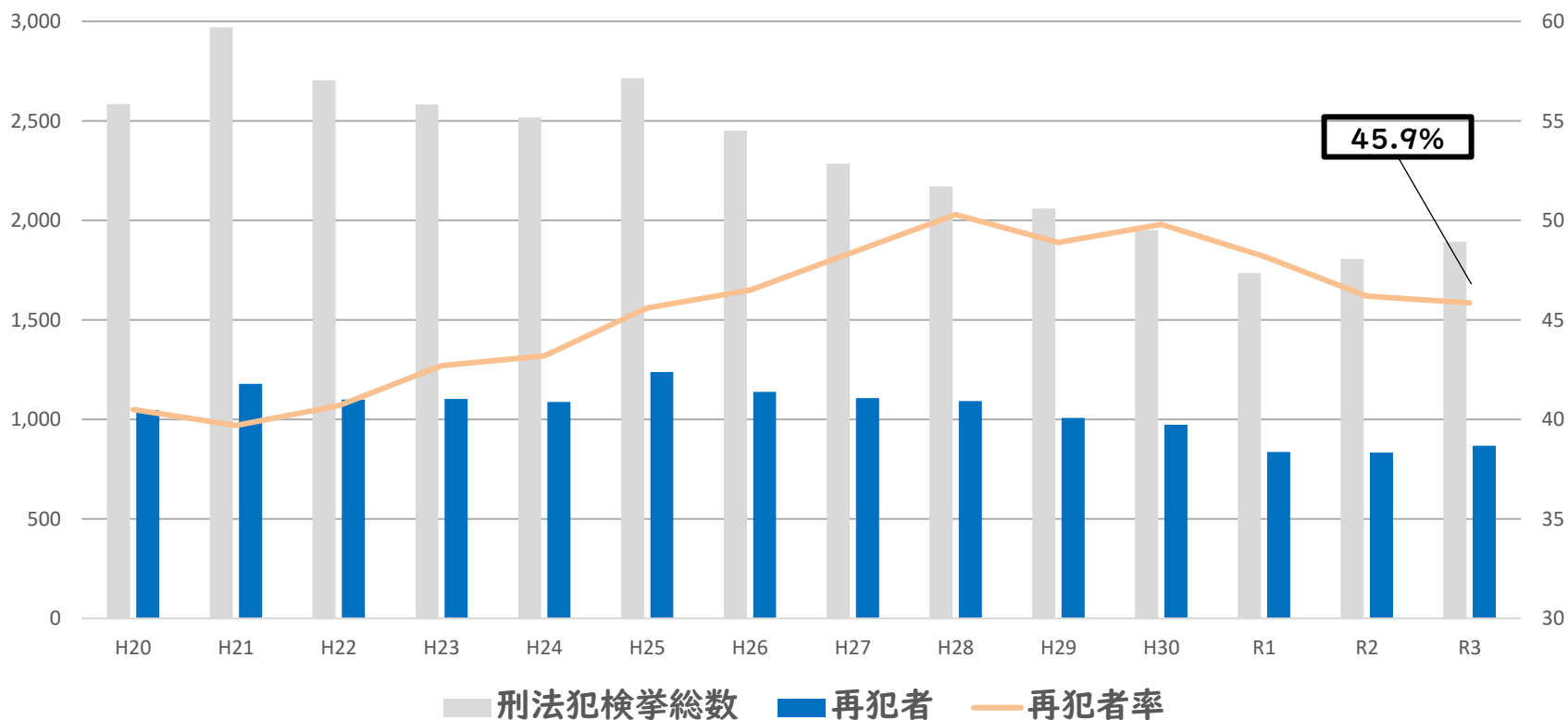
内容

- I 再犯防止を取り巻く状況
- II 滋賀県の取組
- III 重点的に取り組む事項
- IV 国の第二次再犯防止推進計画について

I 再犯防止を取り巻く状況

滋賀県の状況

年次	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3
刑法犯検挙総数	2,585	2,971	2,705	2,584	2,519	2,715	2,452	2,286	2,172	2,060	1,952	1,736	1,807	1,893
再犯者	1,047	1,179	1,100	1,103	1,088	1,238	1,139	1,107	1,093	1,008	973	836	834	868
再犯者率	40.5	39.7	40.7	42.7	43.2	45.6	46.5	48.4	50.3	48.9	49.8	48.2	46.2	45.9



滋賀県の罪種別状況

再犯者の罪種別で最も多いものは「窃盗犯」で、全体の約6割を占める。

罪種別 検挙人員(少年を除く)	令和元年				令和2年				令和3年			
	総数		再犯者		総数		再犯者		総数		再犯者	
	うち)女性	うち)女性	うち)女性	うち)女性	うち)女性	うち)女性	うち)女性	うち)女性	うち)女性	うち)女性	うち)女性	
刑法犯総数	1,502	310	750	118	1,566	351	744	135	1,665	368	777	157
うち)凶悪犯	2%	2%	2%	2%	2%	1%	3%	1%	2%	2%	2%	1%
うち)粗暴犯	20%	8%	19%	2%	19%	9%	18%	7%	20%	7%	19%	4%
うち)窃盗犯	56%	78%	58%	87%	58%	74%	62%	81%	54%	72%	59%	80%
うち)知能犯	7%	7%	7%	7%	7%	6%	6%	5%	11%	10%	8%	6%
うち)風俗犯	3%	0%	3%	0%	2%	1%	2%	0%	3%	0%	2%	0%

罪種別 検挙人員(少年を除く)	令和元年				令和2年				令和3年			
	総数		再犯者		総数		再犯者		総数		再犯者	
	うち)女性	うち)女性	うち)女性	うち)女性	うち)女性	うち)女性	うち)女性	うち)女性	うち)女性	うち)女性	うち)女性	
刑法犯総数	1,502	310	750	118	1,566	351	744	135	1,665	368	777	157
うち)凶悪犯	32	6	18	2	33	3	19	1	32	6	18	2
うち)粗暴犯	306	25	140	2	298	33	136	9	333	25	148	6
うち)窃盗犯	840	242	437	103	909	260	458	110	891	266	456	125
うち)知能犯	109	22	54	8	108	22	44	7	178	35	62	9
うち)風俗犯	40	0	20	0	34	2	13	0	49	1	15	0

(法務省大阪矯正管区作成)

Ⅱ 滋賀県の取組

① 地域生活定着支援センター事業



刑務所出所者等への円滑な地域生活 に向けた出口支援 (H21~)

地域生活定着支援センターにおける出所者への
帰住地の調整や福祉サービス利用の支援。

刑事司法手続段階における 高齢者・障害者に対する入口支援 (H28 ~)

- ・入口から出口までの「**息の長い支援**」の実施
- ・検察庁、弁護士、保護観察所等との緊密な連携のもと
福祉的ニーズがある方への必要な支援

②

事業所等相談アドバイス事業

(県社会福祉士会に委託)

- ・電話相談、研修会の実施
(地域の支援者、協力雇用主や福祉事業所等を支援)
- ・弁護士、大学教授等から助言を受け支援内容に反映

	R1	R2	R3	R4
電話相談	7件	11件	5件	5件
訪問回数	5件	11件	4件	5件
アドバイザー	100回	28回	23回	23回

③

再犯防止地域支援員設置事業

(更生保護法人滋賀県更生保護事業協会に委託)

- ・協力雇用主からの相談対応やアプローチ訪問の実施
- ・雇用・職場定着に向けての継続的な支援
- ・協力雇用主の実雇用を進めるための研修会等の実施

	H30	R1	R2
アプローチ訪問回数	22社	67社	40社
実雇用	14社37人	30社67人	31社66人



平成30年度更生保護フォーラムに出演

④ 県再犯防止推進計画 (H31.3策定)

【計画期間：R1～R5】

大切にしている視点

- ① “気づき” から “つながる” 仕組みづくり
- ② 多職種・多分野によるネットワークづくり
- ③ 一人ひとりの人格と個性を尊重し、
支援し続けるための基盤づくり

成果指標

刑事司法手続段階における入口支援事業等を開始した対象者、
2年後も何等かの形で、地域の支援者が関与している割合 (=定着率)

目標値 90%以上

【実績】R元 91.2%

R2 95.3%

R3 92.6%

Ⅲ

重点的に取り組む事項

① 保健医療・福祉、就労、居住等の 切れ目のない支援

- ・入口支援から出口支援までつながりを切らさないことが必要。
- ・支援者支援の取組が必要。

⇒ **地域再犯防止推進モデル事業を
継承して実施**

○ **国への提案・要望**

- ・国と地方公共団体の役割分担等を踏まえた「第二次再犯防止推進計画」の策定
- ・地方公共団体の再犯防止の取組への必要な財政支援



② 県と更生保護協力組織との連携強化

- ・滋賀県更生保護ネットワークセンター
(県内の更生保護活動の拠点として、平成31年3月開設)
- ・更生保護法人更生保護事業協会
- ・滋賀県就労支援事業者機構
- ・滋賀県保護司会連合会
- ・滋賀県更生保護女性連盟
- ・滋賀県BBS連盟 他

【連携に強化に向けた取組】

- ⇒ ・**好事例の収集**等（県民の理解促進）
- ・県独自の**知事感謝状制度**



③ 市町における取組の促進 (市町再犯防止推進計画の策定)

- ・策定済の市町

R3:4市町 ⇒ R4:12市町 ⇒ R5:15市町

⇒ 市町の主体性を引き出せるよう、継続的な働きかけを継続し、**再犯防止の裾野を拡大**



④ 国・県・市町の連携促進

- ・令和4年度は、国、県、民間を対象とし、滋賀県再犯防止推進会議(33団体で構成)を開催。
- ・市町担当者会議を開催。



⑤ 協力雇用主の増、幅広い業種からの登録促進

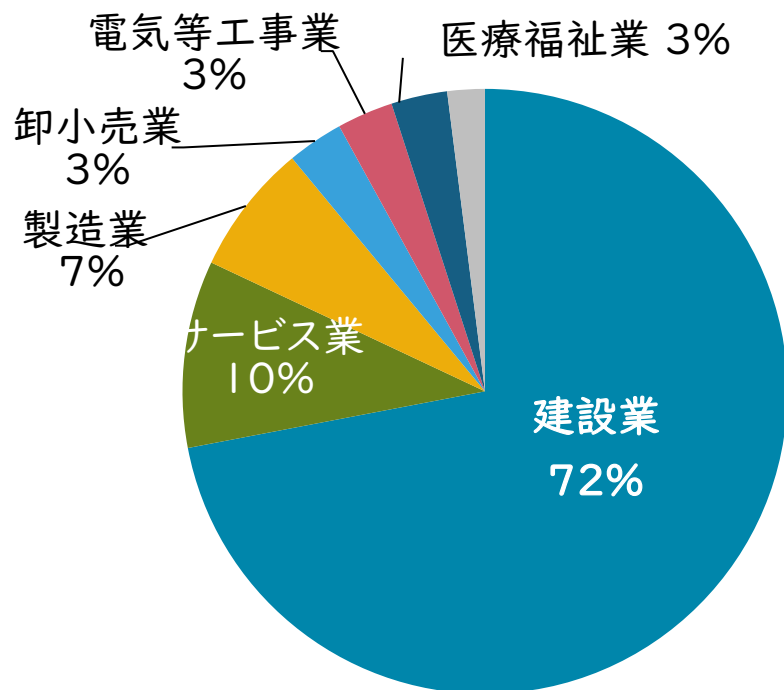
【協力雇用主登録事業者数】

平成27年	令和4年10月
206社	397社

令和3年4月以降に実際に雇用している協力雇用主数 **14社**

⇒ 入札参加資格審査の
優遇制度を拡充
(R4年度～)

⇒ **建設業以外の業種**に
おける雇用の促進



協力雇用主登録事業者の業種別割合
(滋賀県)

滋賀県再犯防止推進計画(概要)



健康医療福祉部
健康福祉政策課

第1章 はじめに

1 計画策定の趣旨

- ・ 検挙される者の約半数が再犯者であること、再犯者による罪は窃盗、傷害および覚せい剤取締法違反が多い状況
- ・ こうした背景には、**貧困や疾病、嗜癖、障害、厳しい生育環境**など様々な生きづらさを抱える者も少なくない。
- ・ 犯罪をした高齢者・障害ある人の中には、多岐にわたる福祉的支援を必要としている人がおり、**福祉的支援があれば再犯に陥らず、社会参加を目指せる人がいる。**
- ・ このため、**刑事司法関係機関のみによる取組を超えた国・地方公共団体・民間協力者が一丸となった「息の長い」支援等**について、国との適切な役割分担を踏まえ、SDGsの視点を生かして県がその力を最大限に発揮し、**県民が安全・安心に暮らすことができる社会の実現を図るため、計画を策定するもの。**

2 計画の位置づけ

再犯の防止等の推進に関する法律に規定する地方再犯防止推進計画

3 計画の期間：2019年度から2023年度（5年間）

4 推進体制

滋賀県再犯防止推進会議を設置し、関係者と連携を図りながら必要な支援を効果的に進める。

(構成員：刑事司法機関、更生保護・福祉の民間団体および行政など)
(内容：再犯防止に関する事業の実施状況、課題把握、対策検討など)

第2章 計画策定にあたっての県の基本的認識

- ・ 糸賀一雄氏をはじめとする先駆的な福祉の実践者の精神を受け継ぎ、更生保護や再犯防止の分野においても、比較的早い段階から福祉分野と連携した取組を進めてきたところ。
- ・ これまでの本県の取組事項
 - ① 高齢または障害により、福祉的な支援を必要とする刑務所出所者等への円滑な地域生活に向けた支援
 - ② 刑事司法手続段階における高齢者・障害のある人への司法と福祉の関係機関が連携した支援
 - ③ 青少年立ち直り支援センター「あすくる」による就労・就学等の支援
 - ④ 建設工事の入札参加資格者審査において「保護観察対象者等の就労支援」に関する加点
 - ⑤ 保護観察対象者を臨時的任用職員として雇用
 - ⑥ 社会を明るくする運動をはじめとする啓発活動 等
- ・ こうした取組を公私協働で実施してきたものの、今後ますます高齢化等の社会情勢の変化により、支援が必要な人の増加が予測される。
- ・ **生きづらさを抱えた人に寄り添いながら、繰り返し犯罪に手を染めることがないような社会環境を作るとともに、被害者を生み出さない社会になること目指す。**

第6章 計画に係る指標

刑事司法手続段階における高齢者・障害者入口支援事業等における支援対象者の2年後の地域生活定着率
基準値（－） → 目標値 90%以上

第3章 基本理念と基本方針

1 基本理念

県民一人ひとりが輝ける健やかな滋賀の実現
～県民の理解と協力のもと、円滑な社会参加による「誰一人取り残さない」共生社会の実現～

2 基本方針

- (1) 地域社会における生活で様々な困難を抱え、罪を犯した人の困難をひとつずつ解消する生活再建の実施
- (2) 国・県・市町・民間の緊密な連携協力による総合的な施策の推進
- (3) 刑事司法手続を含むあらゆる段階での切れ目のない支援の実施
- (4) 犯罪被害者等の存在を十分に認識し、犯罪をした者等が犯罪の責任や犯罪被害者の心情等を理解することの重要性を踏まえた支援
- (5) 再犯防止の取組を広報するなどにより、広く県民の関心と理解を醸成

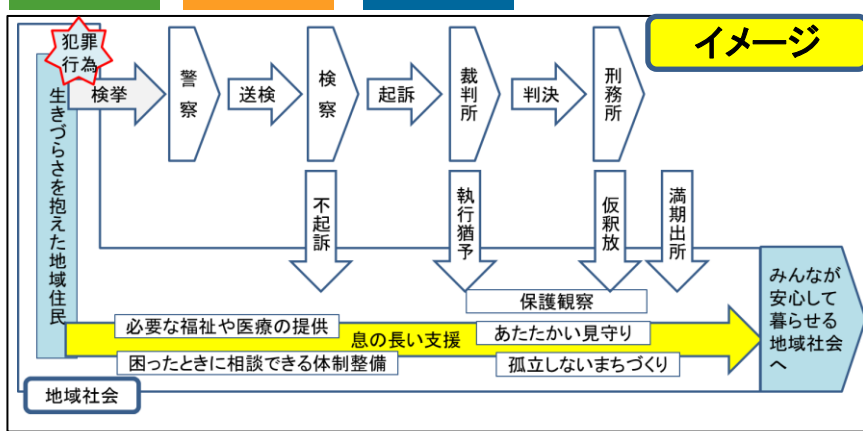
第5章 基本施策

1 国・民間団体等との連携強化

- ① 犯罪や非行をした人への支援
 - ・ 地域生活定着支援センターの利用
 - ・ 生活困窮者自立支援制度との連携
 - ・ 民生委員・児童委員による相談・援助活動 等
- ② 福祉事業所や家族を含む関係者向け研修会の実施
- ③ **県再犯防止推進会議の設置**
(**県域および市町域を越えた地域単位で様々な関係者が課題検討する場の設置**)
- ④ **支援や対応がうまくいかない支援者や家族に対し、支援者等に寄り添った相談や専門的アドバイスの実施**

2 就労・住居の確保

- ① 障害のある人・生活困窮者向け就労支援事業者に対する啓発
- ② 生活困窮者就労支援事業者や障害者就労支援事業者の情報提供
- ③ 県における保護観察対象者への就労支援
- ④ 協力雇用主による公共調達の受注の機会を増やすための優遇措置
- ⑤ 刑期等が終了した後の職場定着までの継続的支援
- ⑥ 生活困窮者自立支援法に基づく住居確保給付金の支給
- ⑦ 生活困窮者一時生活支援事業や救護施設等との連携
- ⑧ 住宅セーフティネット法に基づき犯罪をした者等の入居を拒まない賃貸人の開拓



第4章 大切にしている視点

- 1 “気づき”から“つながる”仕組みづくり
- 2 多職種・多分野によるネットワークづくり
- 3 一人ひとりの人格と個性を尊重し、支援し続けるための基盤づくり

3 保健医療・福祉サービスの利用の促進

- (1) 高齢者または障害のある人等への支援
 - ① **刑事司法手続の入口も含めた各段階で保健医療・福祉サービスを受けられるようにするための調整（司法と福祉等の関係機関による対象者の支援に必要な基本情報の共通化）**
 - ② 障害のある人および高齢者への支援の充実
 - ③ 地域精神科医療等との連携、④ 医療観察法病棟の運営
- (2) 薬物依存症者への支援
 - ① **保護観察所と連携した薬物事犯者への断薬支援**
 - ② 精神医療センターや精神保健福祉センター等における薬物依存症者とその家族に対する支援
 - ③ 地域の薬物依存症治療を行う医療の充実
 - ④ 薬物依存症者への支援を実施する自助グループなどの民間団体との連携

4 非行の防止と修学支援の実施

- ① 非行少年等に手を差し伸べる立ち直り支援活動
- ② 無職少年への適切な就労・就学の助言・指導
- ③ 「あすくる」における非行少年等の立ち直り支援（生活改善支援、就労支援、就学支援、家庭支援等）
- ④ 問題行動を起こす子どもへの指導や支援のあり方を助言する生徒指導緊急特別指導員の学校への適時派遣

5 民間協力者の活動の推進、広報・啓発活動の推進

- ① 大学生も含めた少年補導員等の活動の普及啓発
- ② “社会を明るくする運動”の推進

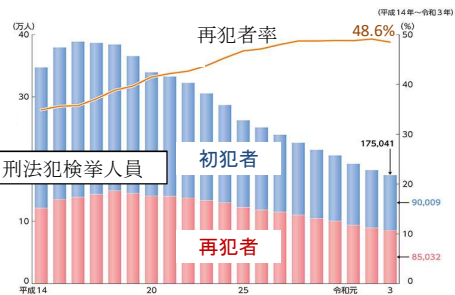
第7章 計画の進行管理

計画に掲げた方向性の推進状況や指標の達成度について定期的に点検、評価を実施し、必要に応じて計画の見直しを実施

I 第二次再犯防止推進計画策定の目的

第二次再犯防止推進計画策定の経緯

再犯の現状と再犯防止対策の重要性



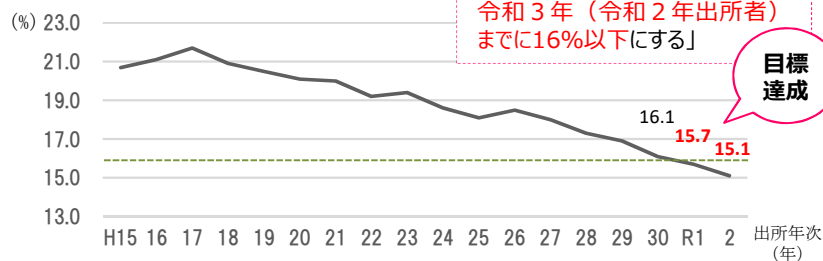
認知件数は戦後最少を更新
再犯者率は**上昇傾向**

- 平成28年12月「再犯防止推進法」公布・施行
- 平成29年12月「再犯防止推進計画」閣議決定
- 7つの重点課題について、**国・地方公共団体・民間協力者等が連携した取組を推進**

第一次再犯防止推進計画に基づく取組

- **満期釈放者対策の充実強化**
 - 矯正施設在所中の生活環境の調整の強化
 - 更生保護施設による訪問支援事業の開始（R.3.10～）
- **地方公共団体との連携強化**
 - 「地域再犯防止推進モデル事業」の実施（H30～R2）
 - 地方再犯防止推進計画の策定支援（402団体で策定済み（R4.10.1））
- **民間協力者の活動の促進**
 - 民間資金の活用などによる草の根の支援活動の広がり

出所受刑者の2年以内再入率の推移



第二次再犯防止推進計画の基本的な方向性

- ① 犯罪をした者等が地域社会の中で孤立することなく、生活の安定が図られるよう、個々の対象者の主体性を尊重し、それぞれが抱える課題に応じた“息の長い”支援を実現すること。
- ② 就労や住居の確保のための支援をより一層強化することに加え、犯罪をした者等への支援の実効性を高めるための相談拠点及び民間協力者を含めた地域の支援連携（ネットワーク）拠点を構築すること。
- ③ 国と地方公共団体との役割分担を踏まえ、地方公共団体の主体的かつ積極的な取組を促進するとともに、**国・地方公共団体・民間協力者等の連携を更に強固に**すること。

II 今後取り組んでいく施策

7つの重点課題とその具体的施策

① 就労・住居の確保

(1) 就労の確保

- 拘禁刑創設や社会復帰後の自立・就労を見据えた受刑者の**特性に応じた刑務作業の実施**
- **雇用ニーズ**に応じた職業訓練種目の整理
- 寄り添い型の支援による職場定着支援及び離職後の再就職支援、多様な協力雇用主の開拓及びその支援の充実

(2) 住居の確保

- **更生保護施設等**が地域社会での**自立生活を見据えた処遇**（福祉へのつなぎ、薬物依存回復支援、通所・訪問支援等）を行うための**体制整備**
- 地域社会における定住先の確保に向けた**居住支援法人**との連携強化、満期釈放者等への支援情報の提供

② 保健医療・福祉サービスの利用の促進

(1) 高齢者又は障害のある者等への支援

- 福祉的支援の**ニーズの適切な把握と動機付けの強化**
- 刑事司法関係機関、更生保護施設、地域生活定着支援センター、地方公共団体等の多機関連携の強化
- 被疑者等段階からの生活環境の調整等の**効果的な入口支援の実施**

(2) 薬物依存の問題を抱える者への支援

- 矯正施設及び保護観察所における一貫した専門的プログラムの実施
- 更生保護施設等の受入れ・処遇機能の充実、自助グループ等の**民間団体との連携強化**
- 増加する大麻事犯に対応した処遇の充実



③ 学校等と連携した修学支援

- 矯正施設と学校との連携による円滑な学びの継続に向けた取組の充実
 - 民間の学力試験の活用や高卒認定試験指導における**ICTの活用**の推進、在院中の通信制高校への入学
- 学校や地域社会における修学支援の充実、地域における非行の未然防止

④ 犯罪をした者等の特性に応じた効果的な指導

- **拘禁刑創設**の趣旨を踏まえた改善指導プログラムの充実、犯罪被害者等の心情を考慮した処遇の充実
- **若年受刑者**に対する少年院のノウハウや設備等を活用した指導、**特定少年**に成年としての自覚・責任を喚起する指導
- 性犯罪やストーカー・DV加害者、女性等の特性に応じた指導等の充実

⑤ 民間協力者の活動の促進

- **持続可能な保護司制度の確立**とそのため保護司に対する支援
 - 保護司の活動環境等についての検討・試行、保護司活動のデジタル化の推進
- **地域の民間協力者**（NPO法人、自助グループ、弁護士等）の**積極的な開拓及び一層の連携**
- 民間事業者のノウハウ等を活用した再犯防止活動の促進



⑥ 地域による包摂の推進

- 国・都道府県・市区町村の**役割の明確化**
- 地方公共団体の取組への支援
 - 地方公共団体による再犯防止の推進に向けた取組の促進、地方公共団体への情報・知見の提供
- 地域における支援の連携強化
 - 保護観察所、法務少年支援センター（少年鑑別所）における**地域援助の推進**、更生保護地域連携拠点事業の充実
- 相談できる場所の充実
 - 保護観察所による**刑執行終了者等に対する援助の充実**、更生保護施設による**訪問支援事業の拡充**

⑦ 再犯防止に向けた基盤の整備

- 矯正行政・更生保護行政のデジタル化とデータ活用による処遇等の充実、情報連携と再犯防止施策の効果検証の充実、人的・物的体制の整備

7つの成果指標を設定し、本計画に基づく具体的施策の実施状況・効果について適切にフォローアップ

- ① 検挙者中の再犯者数及び再犯者率
- ② 新受刑者中の再入者又は刑の執行猶予歴のある者の数及び割合
- ③ 出所受刑者の2年以内再入者数及び再入率
- ④ 主な罪名・特性別2年以内再入率
- ⑤ 出所受刑者の3年以内再入者数及び再入率
- ⑥ 主な罪名・特性別3年以内再入率
- ⑦ 保護観察付（全部）執行猶予者及び保護観察処分少年の再処分量数及び再処分量率